

花巻中央地区コミュニティ会議まちづくり事業実施要綱

(目的)

第1条 花巻中央地区コミュニティ会議まちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）は、花巻中央地区コミュニティ会議（以下「コミュニティ会議」という。）が策定した「まちづくりビジョン」を推進するため、地域住民による自主的な地域づくり活動及び地域課題の解決を図るための事業の実施の支援について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 まちづくり事業の対象事業者は、花巻中央地区の行政区及びこれに準ずる地域づくり団体とする。

(対象事業)

第3条 まちづくり事業の対象となる事業は、コミュニティ会議が策定した「まちづくりビジョン」に基づいた地域づくり活動及び地域課題の解決を図るための事業で、事業者が自主的かつ主体的に実施するものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業としない。

- (1) 政治、宗教、営利を目的とした事業
- (2) 反社会的行為活動または公序良俗に反するおそれのある事業
- (3) 国、地方公共団体その他の団体等から補助金の交付を受けている事業
- (4) 地域住民の自助努力により行うべき事業
- (5) その他第1条に規定する目的にそぐわない事業

(自主事業)

第4条 前条に定めるもののほか、花巻中央地区コミュニティ会議会長（以下「会長」という。）が別に定める役員会を招集し、その意見を聞いて直接事業を実施することができる。

- (1) まちづくりビジョン実現のために必要な事業を誘導する事業
- (2) 事業範囲が2行政区以上にわたる共通の事業
- (3) 事業規模が大きく補助金の額が別表に定める額を超える、効果の大きい事業
- (4) その他別に定める三役会（会長、副会長、事務局長）で議論され、会長が必要と認めた事業

(補助金等)

第5条 要綱第3条に規定する事業に対する補助金の額は、別表に定めるとおりとする。なお、次の経費については原則補助金の交付対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費
- (3) 行政区及び団体の経常的な維持・運営に必要な経費
- (4) 地域住民の懇親的な視察研修費
- (5) その他コミュニティ会議が適当でないと判断した経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、花巻中央地区コミュニティ会議まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）を会長に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、事業者に通知しなければならない。

(専門部会への付議)

第8条 会長は、補助金の交付決定を行う場合は、原則として別に定める専門部会毎に付議し、意見を聞かなければならない。

(事業の変更、中止等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者が、事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、会長の決定を受けなければならぬ。

(補助金の交付請求)

第10条 事業者は、事業が完了したときは、花巻中央地区コミュニティ会議まちづくり事業補助金交付請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて提出し、会長は、これに基づいて補助金を交付するものとする。

- (1) 収支決算書（様式第4号）
- (2) 領収書の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(庶務)

第11条 まちづくり事業に係る庶務は、コミュニティ会議事務局において処理する。

(書類の整備及び保存)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る経理等について、常にその収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、補助金事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	内 容	補助金の額
生活環境事業	(1) ごみ集積施設整備 ・ごみ集積施設の新築、改築及び集積容器設置に要する経費 (2) 美化緑化推進 ・花壇の整備や植樹等に要する経費 (3) 生活環境整備 ・コミュニティ掲示板の設置に要する経費、公民館の設備に関する改修に要する経費、小型除雪機購入に要する経費	(上限額：30万円) (下限額： 2万円)
保健福祉事業	(1) 保健活動 ・健康増進に関する事業に要する経費（健康教室の開催等） (2) 地域福祉活動 ・高齢者、障がい者福祉サービス、子育て支援に関する事業に要する経費	(上限額：30万円) (下限額： 2万円)
教育振興事業	(1) 教育振興活動 ・公民館利用促進事業、世代間交流事業に要する経費 (2) 芸術文化・スポーツ推進 ・文化祭の開催、スポーツ大会の開催、スポーツ振興に係る備品の購入に要する経費 (3) 各種団体活動支援 ・花巻地区自治公民館連絡協議会、花巻中学校教育振興協議会等	定額
産業建設事業	(1) 土木施設維持補修 ・道路、河川、公園等の身近な土木施設の軽微な維持補修、修繕 (2) 中心市街地活性化 ・中心市街地活性化事業に要する経費（ライトアップ、宵宮祭開催事業等）	(上限額：50万円) (下限額： 2万円)
防災防犯事業	(1) 防災対策 ・自主防災組織づくりに要する経費、防災備品の整備に要する経費 (2) 交通安全推進 ・交通安全施設の整備に要する経費（カーブミラー、ガードレールの設置等） ・交通安全活動に要する経費（通学路、公園等の安全点検等） (3) 防犯活動・施設整備 ・防犯灯（街路灯）の点検整備、器具補修に要する経費	(上限額：20万円) (下限額： 2万円)
その他（まちづくりに必要な事業であると会長が認めた事業）	特に会長が必要と認めた経費	(上限額：10万円) (下限額： 2万円)